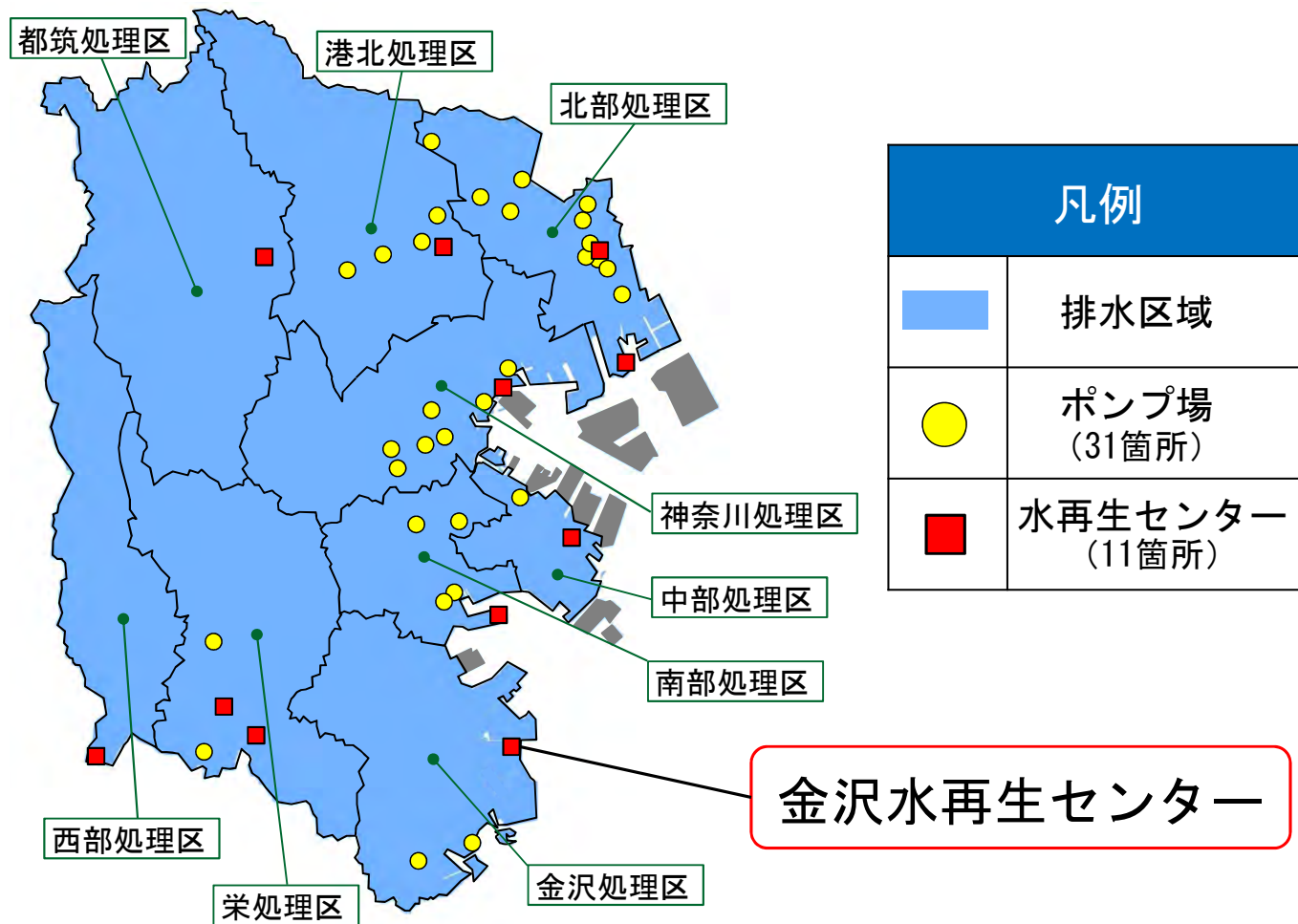


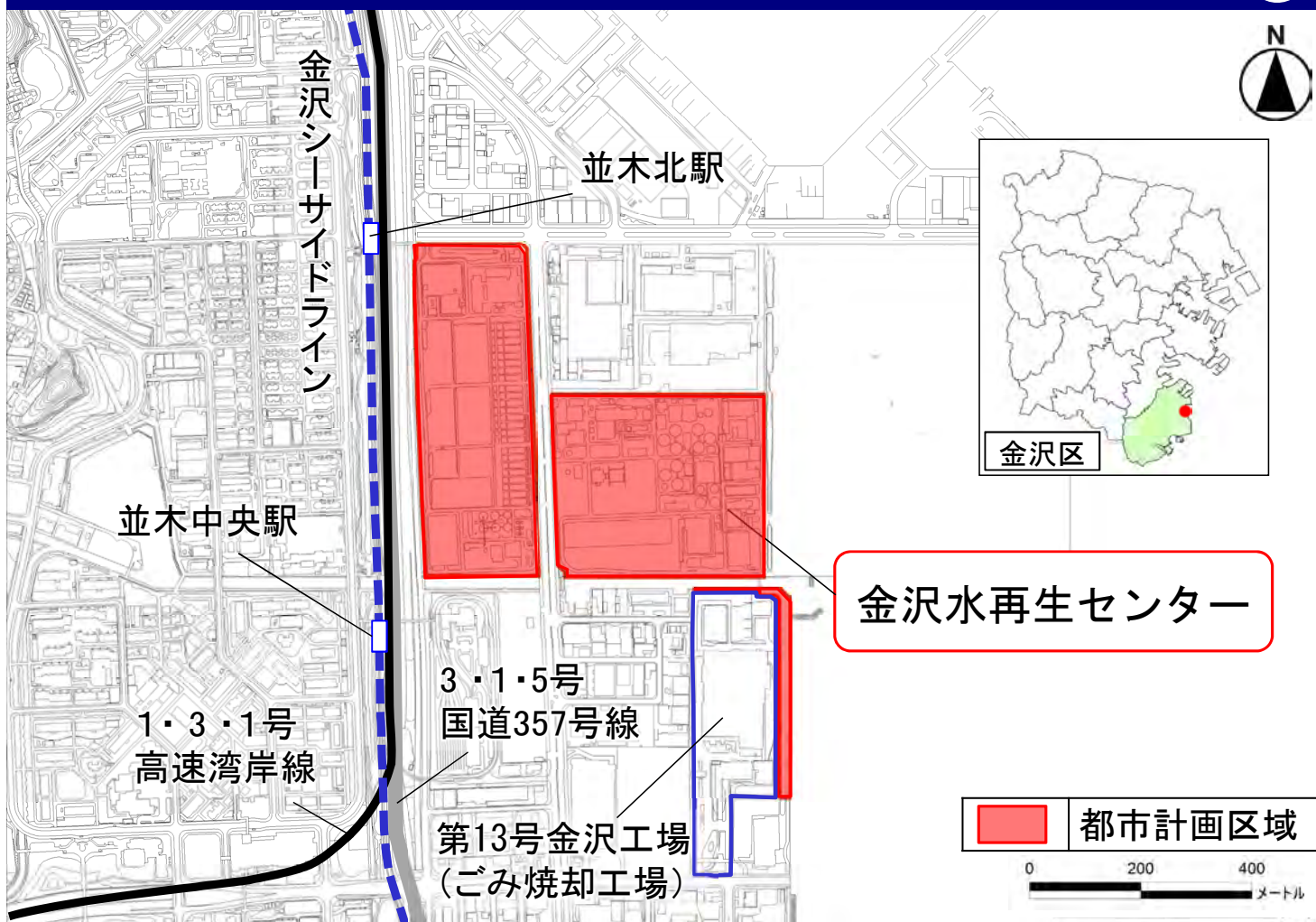


議第1395号 横浜国際港都建設計画下水道の変更 横浜公共下水道

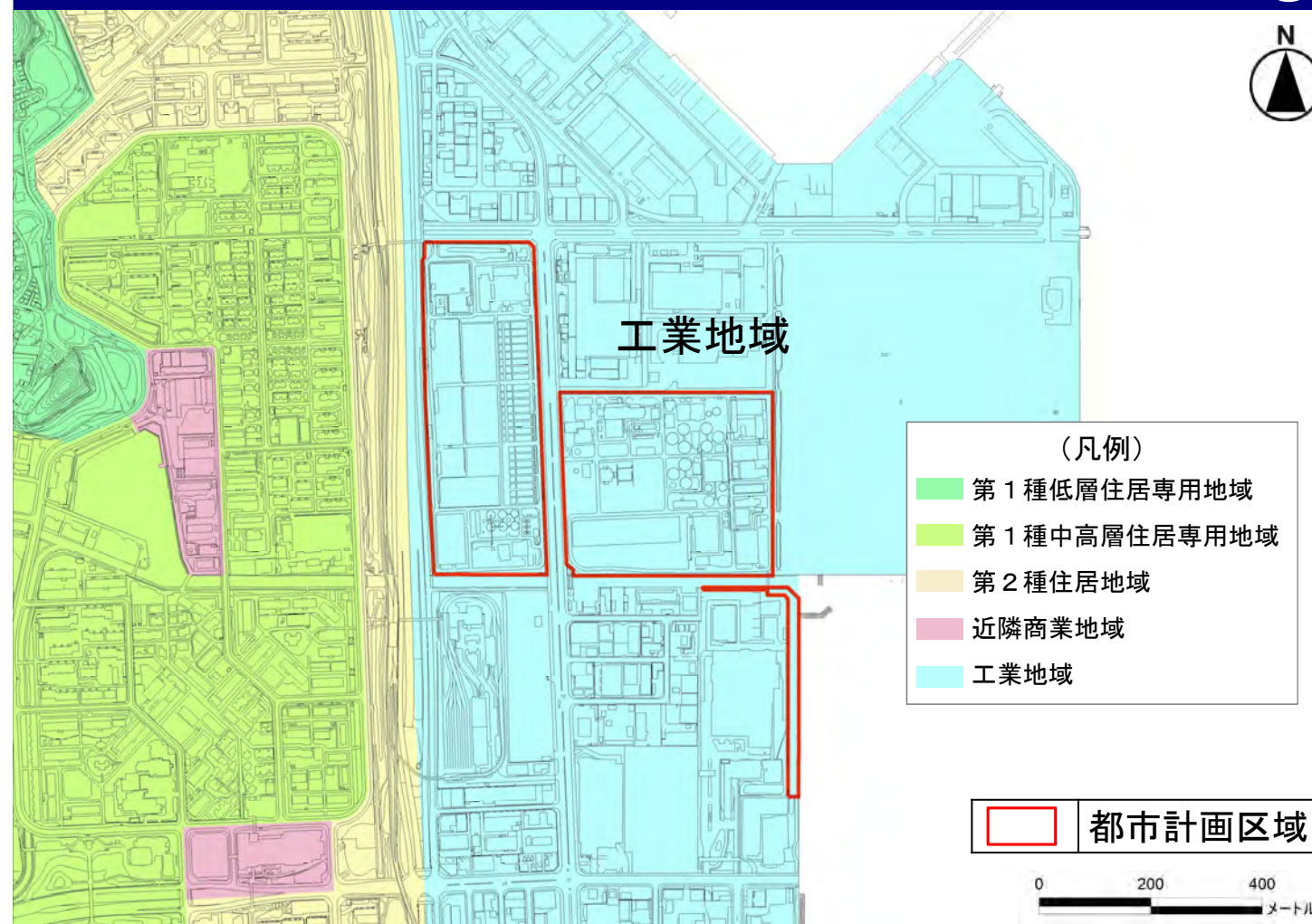
■横浜公共下水道の概要



■位置図



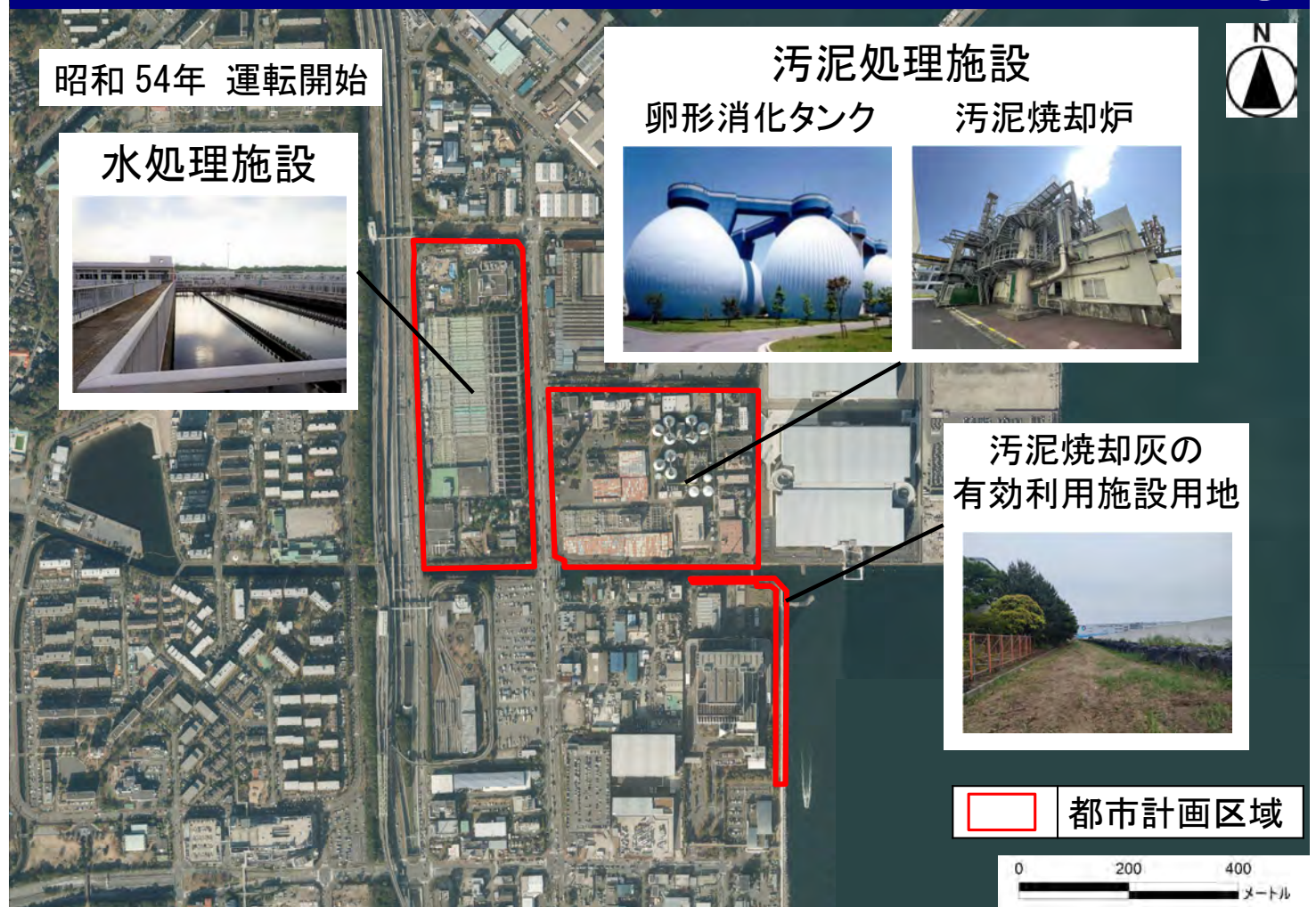
■現在の都市計画(用途地域)



■航空写真



■金沢水再生センター施設概要



■汚泥処理のしくみと有効利用(金沢水再生センター)



■上位計画

横浜市都市マスタープラン 平成25(2013)年

3 都市環境の方針
 3-1 低炭素型都市づくりの方針
 (4)再生可能エネルギー・未利用エネルギーの普及・拡大
 ① 都市施設等への導入
 下水道事業においては、焼却炉や発電機の燃料として、消化ガスの活用を推進するとともに、**汚泥の燃料化**、焼却工場が発生した電力の利用などを下水処理施設で進めます。

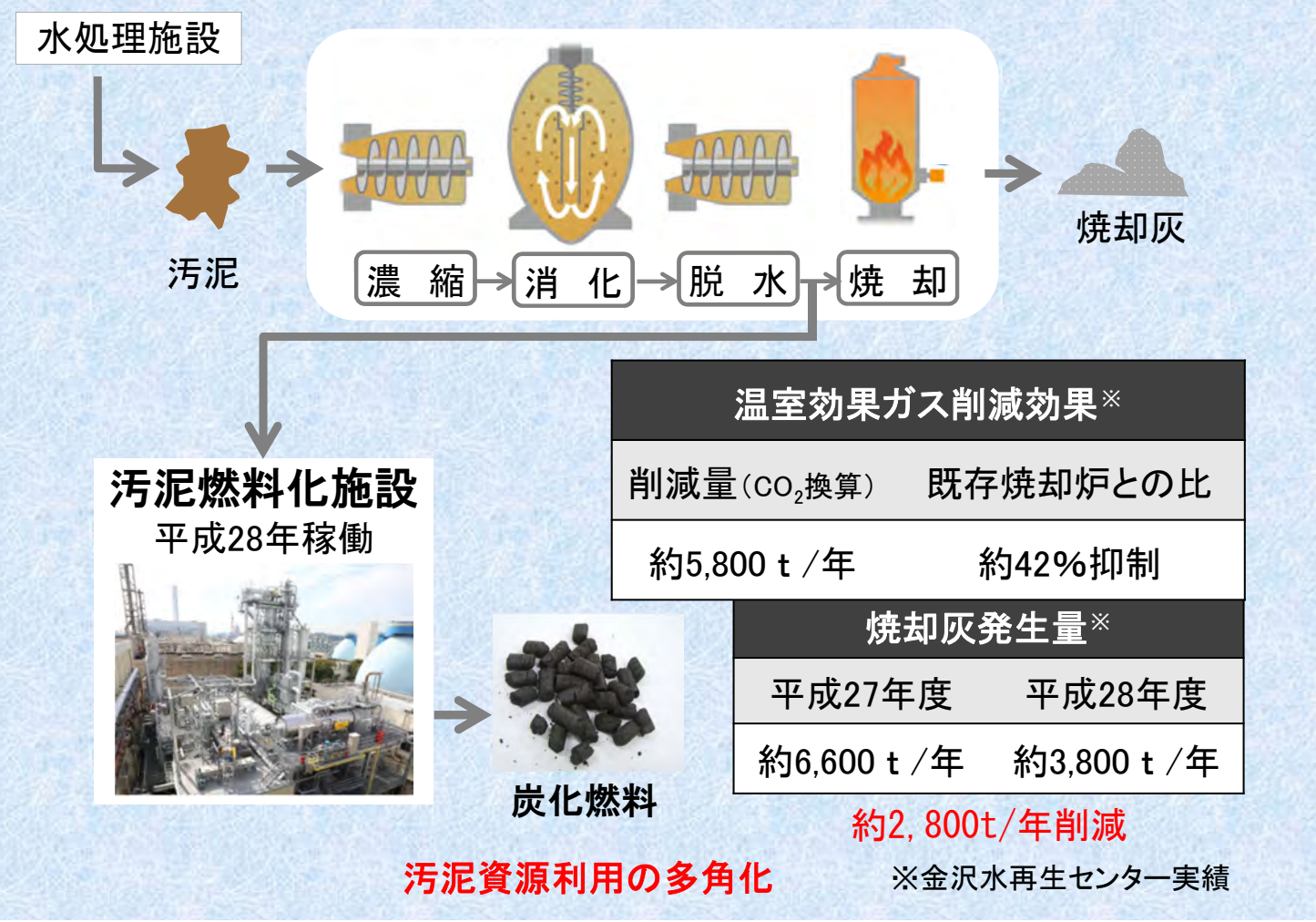
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 平成30(2018)年

4 主要な都市計画の決定の方針
 (2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
 (ア) 快適な水環境の保全・創造
 下水道については、持続可能な水環境の保全に向けて、施設の更新に合わせた効率的な下水処理施設の高度処理化や合流式下水道の改善によって、放流水質を向上する。
 汚泥焼却炉や発電機の燃料として下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスの活用、**下水汚泥の燃料化**、汚泥資源化センター等に隣接するごみ焼却工場との資源・エネルギーの相互利用を推進する。

燃料化を推進し、二酸化炭素の排出量を抑制

■ 汚泥処理のしくみと有効利用（燃料化）

9



■ 都市計画変更の理由

10

- 低炭素型都市づくりの方針
温室効果ガス削減に向けた取り組みの必要性
汚泥燃料化の推進
- 汚泥資源利用の多角化による焼却灰発生量の減少
焼却灰は将来的にも安定して民間の搬出先を確保できる
- 当該の汚泥焼却灰の有効利用施設用地を使用する見込みがない

金沢水再生センターの区域から廃止

※廃止後は港湾局施設用地として利用予定

■ 都市計画変更の内容

11

	内訳	位置	備考
旧	金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目 金沢区幸浦二丁目	約253,800m ²
新	金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目	約245,400m ²

幸浦一丁目

幸浦二丁目

	都市計画区域
	廃止する都市計画区域

0 200 400
メートル

■ 都市計画法第17条に基づく縦覧

12

縦覧期間	自 令和5(2023)年8月25日 至 令和5(2023)年9月8日
意見書の提出	なし